

観観産第 326 号

平成 30 年 7 月 13 日

住宅宿泊仲介業者等の代表者 あて

観光庁観光産業課長

住宅宿泊事業の届出の促進にあたっての協力について（要請）

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が本年 6 月 15 に施行されたところですが、このたび、別添のとおり、住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の迅速な処理等について、関係省庁の担当部局長等から関係自治体の首長あてに通知を発出したところです。

つきましては、住宅宿泊事業の届出予定者には個人事業者等も多く含まれることに鑑み、今後の住宅宿泊事業の届出の促進のため、住宅宿泊仲介業者等におかれましても、届出予定者による住宅宿泊事業の届出に対する各種支援について積極的に検討いただきますよう協力をお願いいたします。